

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和7年5月から同年6月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年7月8日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関17箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
酒田光陵高等学校	令和7年5月16日	柴田委員	—
東京事務所	令和7年5月16日	小松委員	海老名委員
米沢鶴城高等学校	令和7年5月20日	柴田委員	—
農業総合研究センター水田農業研究所	令和7年6月13日	加賀委員	柴田委員
病虫害防除所庄内支所	令和7年6月13日	加賀委員	柴田委員
村山電気水道事務所	令和7年6月13日	加賀委員	柴田委員
最上電気水道事務所	令和7年6月13日	加賀委員	柴田委員
酒田電気水道事務所	令和7年6月13日	加賀委員	柴田委員
農業総合研究センター畜産研究所	令和7年6月13日	小松委員	海老名委員
農業総合研究センター養豚研究所	令和7年6月13日	小松委員	海老名委員
置賜電気水道事務所	令和7年6月13日	小松委員	海老名委員
鶴岡電気水道事務所	令和7年6月13日	小松委員	海老名委員
港湾事務所	令和7年6月19日	加賀委員	柴田委員

東 北 農 林 専 門 職 大 学	令和 7 年 6 月 19 日	小松委員	海老名委員
農 林 大 学 校	令和 7 年 6 月 19 日	小松委員	海老名委員
農業総合研究センター園芸農業研究所	令和 7 年 6 月 19 日	小松委員	海老名委員
河 北 病 院	令和 7 年 6 月 19 日	小松委員	海老名委員

第 3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 酒田光陵高等学校

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3 年連続で調定手続の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの
調定手続が、調定すべき日から 1 箇月を超えて遅延した 1 万円未満のもの
県立学校施設使用料（使用許可に係る使用料）

調定すべき日 令和 5 年 11 月 1 日

調定日 令和 5 年 12 月 11 日

調定額 3,210 円

(ロ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から 4 箇月を超えてしていないもの

旧酒田工業高校環境技術科棟産業廃棄物処理業務委託

検査日 令和 5 年 10 月 18 日

請求書受理日 令和 6 年 2 月 14 日

支払日 令和 6 年 2 月 21 日

支出額 749,980 円

ロ 米沢鶴城高等学校

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないもの

(内容)

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から 2 箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

2 箇月超 62 件

3 箇月超 1 件

ハ 農業総合研究センター畜産研究所

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

公用車 1 台について車検が切れたまま使用したもの

車種名 ニッサン アトラス

車検満了日 令和 6 年 7 月 25 日

車検更新日 令和 6 年 8 月 20 日

ニ 港湾事務所

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に落札価格が最低制限価格を下回っていたことが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったもの

令和 6 年度 酒田港整備事業費（重要港湾改修費補助） 酒田港外港地区大浜防波堤（波除）
予備・実施設計業務委託

(ロ) 収入調定が適切でないもの

(内容)

a 年度所属区分を誤ったもので、節又は細節で10万円以上のもの 2 件 合計317,548円

主な事例は以下のとおり

雑入（令和 6 年 3 月分電気料）

調定日 令和 6 年 3 月 31 日

調定額 169,500 円

既調定所属年度 令和 5 年度

正調定所属年度 令和 6 年度

b 年度所属区分を誤ったもので、1 万円以上のもの 3 件 合計 76,617 円

主な事例は以下のとおり

雑入（令和 6 年 3 月分電気料）

調定日 令和 6 年 3 月 31 日

調定額 23,463 円

既調定所属年度 令和 5 年度

正調定所属年度 令和 6 年度

c 年度所属区分を誤ったもので、1 万円未満のもの 19 件 合計 82,063 円

主な事例は以下のとおり

雑入（令和 6 年 3 月分電気料）

調定日 令和 6 年 3 月 31 日

調定額 8,432 円

既調定所属年度 令和 5 年度

正調定所属年度 令和 6 年度

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（村山電気水道事務所、置賜電気水道事務所）

(ロ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもの（河北病

院)